

～ふるさと納税ワンストップ特例制度のご案内～

1 申請要件

下記①～③のすべてに該当する場合のみ、ワンストップ特例申請が可能です。

①確定申告をする必要のない給与所得者・年金所得者等であり、確定申告をしない¹こと

②令和7年中の寄附先が5自治体以下²であること

③寄附自治体それぞれに申請書を郵送していること

¹：給与収入2,000万円を超える場合や、医療費控除等を受ける場合は、確定申告が必要です。

²：1つの自治体に複数回寄附をしても「1自治体への寄附」扱いとなります。

2 申請方法

専用の返信用封筒で **令和8年1月13日(火)** までに以下2点の書類をご提出下さい。

●寄附金税額控除に係る申告特例申請書

●マイナンバーの分かる身分証のコピー（下記A～Cのいずれか）

A	B	C
マイナンバーカードの写し 表面・ウラ面 ³	番号通知カード（写し） + 次のいずれかのコピー ⁴ ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・パスポート ・在留カード 等	住民票（マイナンバー記載あり） + 次のいずれかのコピー ⁴ ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・パスポート ・在留カード 等

³：必ず表面・ウラ面の両方を提出してください。

⁴：写真が表示され、氏名、生年月日と住所が確認できるようコピーしてください。

3 申請後の流れ

港区から申請書内容を寄附者居住地（市区町村）宛てに通知し、令和7年度の個人住民税から寄附金税額控除を行います^{5 6}。

⁵：所得税控除分相当額も含める

⁶：原則、確定申告を行った場合と同額を控除

4 その他の留意事項

・上記1申請要件 ①～③のうち一つでも該当から外れた場合は、ワンストップ特例申請が無効となります。必ず確定申告等で寄附金税額控除を申告してください。

・特例・請書提出後に、転居等により申請書の内容に変更が生じた場合、**令和8年1月13日(火)**までに、「申告特例事項変更届出書」を提出いただく必要があります。「届出用紙」は港区ホームページからダウンロードすることができます。郵送を希望する場合は、税務課税務係までご連絡ください

赤枠内の赤字部分を全てご記入ください

令和 7

申告特例申請書

都道府県民税

令和 7 年 6 月 20 日 (あて先) 港区長		整理番号	(例) 7 公-1234 ※記入不要											
住 所	105-0011	フリガナ	ミナト ハナコ											
	港区芝公園 1 丁目 5 番 25 号 みなとマンション 209	氏 名	港 花 子											
		個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
電話番号	03-3578-2111	生年月日	明・大 平・令	昭	39 . 10 . 10									

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう）を記載してください。

注意① 記載内容に変更が生じた場合は、変更の届出書を提出してください

「除対象寄附金」
申告の特例」と

注意② マイナンバーの分かる身分証コピーを添付してください

別申請事項変更届出書

注意③ 同じ自治体に複数回寄附をした場合は、その都度申請書を提出してください

に
限
当
該

寄附年月日	寄附金額
令和 7 年 6 月 10 日	10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及
ぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

確定申告および**住民申告**をしない

当する場合、それ

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）

場合のみチェック



注意④ 右記2つの☒ **どちらも**該当する場合のみ、ワンストップ特例申請が可能です

※どちらか一方のみは受付不可（確定申告・住民申告が必要になります）

付金に
れたも

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）

令和7年中のふるさと納税寄附先（都道府県及び市区町村）が



（注）地方税法附則第7条第2項（第9項）
12月31日の間に申告の特例の適用
であると見込まれる者をいいます。

5自治体以下の場合のみチェック

年の1月1日から
の長の数が5以下

令和 平 7

年寄附分

区市町村民税
都道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請受付書

住 所	港区芝公園 1 丁目 5 番 25 号 みなとマンション 209	受付日付印
氏 名	港 花 子 様	

受付団体名

東京都港区